

令和6年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 開 会 年 月 日 令和6年3月8日 (金)
2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂
3. 開 議 年 月 日 令和6年3月11日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (16名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 梶川三樹夫君 | 副議長 | 橋井肇君  |
| 2番  | 宮本彰君   | 3番  | 西山優君  |
| 4番  | 狩野雄二君  | 5番  | 坂田栄一君 |
| 6番  | 田中伸武君  | 7番  | 山口晃司君 |
| 8番  | 二見伸吾君  | 10番 | 西友幸君  |
| 11番 | 寺尾光司君  | 12番 | 力山彰君  |
| 13番 | 三宅健治君  | 15番 | 益田芳子君 |
| 17番 | 児玉利典君  | 18番 | 木田圭司君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (1名)

| | |
|-----|------|
| 14番 | 齋藤昇君 |
|-----|------|

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 町長施政方針
- 3 第12号議案 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 4 第13号議案 府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 5 第20号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 第21号議案 府中町介護保険条例の一部改正について
- 7 第24号議案 府中町消防手数料条例の一部改正について
- 8 第5号議案 令和6年度府中町一般会計予算

- 9 第 6号議案 令和6年度府中町土地取得特別会計予算
- 10 第 7号議案 令和6年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 11 第 8号議案 令和6年度府中町介護保険特別会計予算
- 12 第 9号議案 令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 第10号議案 令和6年度府中町下水道事業会計予算

(予算特別委員会 設置)

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-------|---|---------|
| 町 | 長 | 佐藤 信治 君 |
| 副町 | 長 | 齋藤 哲也 君 |
| 教 育 | 長 | 新田 憲章 君 |
| 総務企画部 | 長 | 増田 康洋 君 |
| 財 務 部 | 長 | 胡子 幸穂 君 |
| 福祉保健部 | 長 | 山西 仁子 君 |
| 町民生活部 | 長 | 森本 雅生 君 |
| 建 設 部 | 長 | 井上 貴文 君 |
| 消 防 | 長 | 新宅 和彦 君 |
| 教 育 部 | 長 | 榎並 隆浩 君 |
| 総 務 課 | 長 | 宮脇 理恵 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(梶川三樹夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和6年第2回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり、会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番坂田議員、6番田中議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、町長施政方針を議題に供します。

ここでは施政方針の朗読のみとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、町長、よろしくお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様おはようございます。

それでは施政方針を読み上げさせていただきます。

本日、令和6年度の予算議案の提案に際しまして、町政運営に関する私の所信と予算の概要を申し述べます。

初めに、このたびの能登半島地震により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また被災地等において救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表するとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、昨今の世界情勢の不安定を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安に伴う輸入物価の上昇に端を発した物価高は昨年引き続き、国民生活に大きな影響を与え、国は、昨年11月に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、足元の物価高から国民生活を守り、持続的な賃上げや所得向上と地方の成長を実現することを目指しました。

当町においても国の動きと歩調を合わせ、令和5年度補正予算において物価高騰に直面する町民や事業者への支援策として国の臨時交付金等を最大限に活用し、食材が高騰する保育所や小中学校への給食費助成、光熱水費等が高騰している社会福祉施設等への支援など行いました。

国は令和6年度の経済見通しについて、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した

賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等により民間需要が主導する経済成長が実現することを期待しています。

また、地方財政対策については定額減税による減収への対応に加え、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応できるよう、必要な一般財源を確保するとしました。

そして、必要となる一般財源総額については交付団体ベースで対前年度5,545億円上回る6兆7,180億円、うち地方交付税総額については、前年度を3,060億円上回る1兆8,671億円が確保されました。

本町はこうした状況を踏まえ、町の最上位計画である第4次総合計画の後期実施計画に基づき、町を取り巻く様々な社会情勢の変化にも対応した適時適切な事業の実施に向けて令和6年度予算を編成をいたしました。

私の目指す「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」、「志を育む教育のまち」、「バランスのとれた行政施策の展開」の着実な実施とともに町民の生命と財産を守る「防災・減災、国土強靱化」の推進、カーボンニュートラルの実現に向けた事業施策の展開、デジタル社会実現に向けた「自治体DX」への取組を推進する予算編成としております。

令和6年度予算の総額は、一般会計が203億9,700万円で、対前年度比11億7,100万円、率にして6.1%増の予算編成としました。当初予算の規模としては過去2番目に大きい予算額になりました。

なお、国の補正予算に対応して令和6年度当初予算から前倒しして3月補正で計上した予算額と合わせると208億7,700万円の予算規模となります。

一般会計以外の特別会計では、国民健康保険特別会計は医療費の増加により、対前年度比2,400万円、率にして0.5%増、介護保険特別会計は第9期介護保険事業計画を踏まえ、対前年度比6,200万円、率にして1.5%増としました。後期高齢者医療特別会計は後期高齢者人口が増加していることを反映し、対前年度比8,100万円、率にして9.2%増としました。

一般会計の歳入において、町税は法人住民税の増収が見込まれることから対前年度比7億5,500万円、率にして10%増の82億9,200万円としました。

地方交付税は対前年度比1億1,600万円増の22億700万円、臨時財政対策債は対前年度比1億2,500万円減の8,400万円とし、普通交付税と臨時財政

対策債の合計額は対前年度比3,800万円の減となっています。

また、町債は臨時財政対策債の減額もあり対前年度比1億5,400万円減の15億9,100万円となっています。

国庫支出金は保育に係る給付費の増加等により、対前年度比2億5,400万円増の37億5,600万円となりました。

繰入金は、一般財源の不足を調整する財政調整積立基金からの繰入れは行いませんでした。

一般会計の歳出においては、第4次総合計画の基本目標1、「みんなで支え合い、未来につなぐまちづくり」では、地域で共に支え合う福祉の充実として、要介護や障害等のため、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯に対し、自宅の玄関先等でごみの収集を行うふれあい収集事業を引き続き実施をいたします。

また、福祉事務所（生活困窮者自立相談支援）事業においては、自立相談、就労準備及び家計改善の一体的な支援を府中町くらしごと自立応援センターで引き続き実施します。

多世代連携による子育て支援の充実として、安心して妊娠・出産・子育てができるようサポートするネウボラセンター事業において、産後ケアの利用促進を図るためサービス利用に係る自己負担額を軽減します。

子どもの予防的支援構築事業は、AIを活用した予防的支援として引き続き県のモデル事業として県内モデル4市町のデータを活用した統合AIモデルの構築を進めます。また、就学に向けた切れ目のない支援として5歳児を対象とした子育て相談を新たに実施します。

新卒保育士等就職支援金貸付事業は、町内保育施設の人材確保を図るため町内認可保育施設に勤務する新卒保育士等に就職支援金を貸し付け、翌年も継続して従事する場合には貸付金の返還を免除します。

高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくりとして、介護施設整備助成事業においては、第9期介護保険事業計画に基づき、町内へ看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を目指し事業者の募集を行い、選定事業者へ補助金を交付いたします。

高齢者いきいき活動ポイント事業においては、近隣市町とも広域都市圏の枠組みで連携しており、高齢者の社会参加を促し地域のボランティア活動や介護予防等の活動にモチベーションを持って参加していただき、それが高齢者自身の介護予防等に資す

ることを期待し引き続き実施します。

基本目標２、「学び合い、志を育むまちづくり」では、志の教育 信頼される学校教育の確立として、学校運営改善推進事業においては、スクールカウンセラーを引き続き配置し、学校生活に不安を抱く児童生徒への早期対応や適切な指導を実施します。また、部活コーディネーターや部活指導員を配置し部活動の地域移行を促進し、教職員の負担軽減を図ります。

グローバル教育事業においては、引き続き外国語指導助手を派遣し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、中学校全学年の英語検定費用を助成します。

学び合い生きがいを育む社会教育の充実では、下岡田官衙遺跡保存・整備事業において、国の史跡指定地の購入に着手し、町有地として遺跡の継続的な保護を図ります。

基本目標３、「誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり」では、災害に強いまちづくりとして、防災体制強化事業において、災害に備え、毛布、飲料水、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、避難の長期化を想定した避難所ごとのマニュアル作成に引き続き取り組みます。

総合的な環境対策の推進では、低炭素型社会づくり推進事業において、家庭用太陽光発電システムや家庭用蓄電池等に対する購入補助を行います。また、府中の森づくり事業においては、森林の再生を図るための間伐等の森林整備を引き続き行い、自然環境の保全を図ります。

地域協働・産業活性化・安心安全のまちづくりでは、事業者支援事業において、町内へサテライトオフィスを誘致するための助成を行うとともに、町内事業者の広報費や商品開発費等の販路開拓のための支援を引き続き行います。

基本目標４、「便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり」では、計画的な都市整備の推進として、都市計画調査事業において、WACTORYパーク揚倉山の北エリア、いわゆる下段をサッカー施設として利用促進するための調査研究を進めます。

向洋駅周辺土地区画整理事業においては、３月の補正予算と一体的に向洋駅周辺の整備に向けた物件移転補償及び画地整備を進め、広島市東部地区連続立体交差事業の推進に合わせ、地区の整備を進めます。

また、急傾斜地崩壊対策事業では、引き続き鹿籠二丁目地区ののり面崩壊対策工事を行い、災害時の急傾斜地崩壊を未然に防ぎます。

社会資本の安定的な供給として、チェリーゴード空城パーク再整備事業において、

遊具等の公園施設を更新します。

公共施設の適切な管理として、公共施設維持保全事業（中学校改修）において、府中緑ヶ丘中学校校舎の屋根・外壁改修工事を実施します。

基本目標5、「持続可能なまちづくり」では、行政手続のデジタル化としてマイナンバーカードを利用したオンライン申請フォームを構築し、来庁することなく手続可能な窓口を準備します。

下水道事業では、前年度の国の補正予算により採択された茂陰1号幹線改築更新工事を引き続き実施するとともに公共下水道築造工事等を実施し、面的整備を進めます。

その他男女共同参画、人権施策、平和行政等の推進、健康づくりなど幅広い住民ニーズに対応していきます。

また、役場は町民のためであることを念頭に、「笑顔の役場」を創出するため、全職員が挨拶を励行し、町民に寄り添ったサービスを実現するよう努めます。

最後になりますが、私は令和6年6月3日に任期満了を迎えます。平成28年に町長就任以来、「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」、「志を育む教育のまち」、「バランスのとれた行政施策の展開」の3つを柱とした施策を着実に実施してまいりました。

その結果、府中町は広島都市圏でも「住みよいまち」として各種調査で高評価をいただき、利便性のみならず子育てしやすい環境づくりにおいても評価を得ました。

また、平成30年度に豪雨災害が発生し町民の生命と財産が危険にさらされたことから、「防災・減災」を重点施策とし町の災害復旧に取り組むとともに国土強靱化計画を策定し、防災に強い都市基盤づくりに取り組んでいます。

さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症が発生し、町民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしましたが、その中であっても町民の健康を第一に考え、公共施設における感染対策や町民及び町内事業者の生活支援を実施するとともに町民へ速やかなワクチン接種が実施できるよう関係機関と連携し取り組みました。新型コロナウイルス感染症は、ようやく昨年5月から感染症としての取扱いが5類となり、ワクチン接種は令和6年度から任意接種に移行します。

このような国難と言える災害や感染症に対しても適時適切で速やかな対応により乗り切ることができましたが、これは行政だけではなく、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力があったからこそその結果と思っています。任期満了まであと僅かと

なりましたが、誰もが「住んでよかった」「住んでみたい」「これからも住み続けたい」と実感のできる府中町を目指して、精いっぱい取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、日程第2、町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 次に、日程第3に入りますが、お手元の日程に登載してある各議案は、令和6年度予算並びにそれらの関連議案でありますので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、第12号議案、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第4、第13号議案、府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、日程第5、第20号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第6、第21号議案、府中町介護保険条例の一部改正について、日程第7、第24号議案、府中町消防手数料条例の一部改正について、日程第8、第5号議案、令和6年度府中町一般会計予算、日程第9、第6号議案、令和6年度府中町土地取得特別会計予算、日程第10、第7号議案、令和6年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第11、第8号議案、令和6年度府中町介護保険特別会計予算、日程第12、第9号議案、令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、第10号議案、令和6年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） それでは提案いたします。

まず、第12号議案 令和6年3月8日提出。

府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第13号議案 令和6年3月8日提出。

府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、家畜伝染病の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第20号議案 令和6年3月8日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、国民健康保険制度の県単位化に伴い、県から示された標準保険税率等を参酌し、国民健康保険税の税率を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第21号議案 令和6年3月8日提出。

府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

第24号議案 令和6年3月8日提出。

府中町消防手数料条例の一部改正について。

府中町消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、予算関係になります。

第5号議案 令和6年3月8日提出。

令和6年度府中町一般会計予算。

令和6年度府中町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ203億9,689万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

次は、第6号議案でございます。

第6号議案 令和6年3月8日提出。

令和6年度府中町土地取得特別会計予算。

令和6年度府中町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

府中町長 佐藤信治

第7号議案 令和6年3月8日提出。

令和6年度府中町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度府中町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億5,540万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

第8号議案 令和6年3月8日提出。

令和6年度府中町介護保険特別会計予算。

令和6年度府中町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億8,524万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

第9号議案 令和6年3月8日提出。

令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度府中町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,390万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

府中町長 佐藤信治

第10号議案 令和6年3月8日提出。

令和6年度府中町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度府中町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 整備面積519.21ヘクタール。
- (2) 年間有収水量398万4,971立方メートル。
- (3) 1日平均有収水量1万888立方メートル。
- (4) 主な建設改良事業費
  - 管路建設改良費1億7,494万4,000円。
  - ポンプ場建設改良費2億4,330万円。
  - 流域下水道建設負担金3,063万8,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益14億3,407万5,000円。

第1項 営業収益9億8,355万4,000円。

第2項 営業外収益4億5,040万8,000円。

第3項 特別利益 1 1 万 3, 0 0 0 円。

#### 支 出

第1款 下水道事業費用 1 4 億 9 4 2 万 3, 0 0 0 円。

第1項 営業費用 1 3 億 2, 6 8 8 万 6, 0 0 0 円。

第2項 営業外費用 8, 1 2 9 万 9, 0 0 0 円。

第3項 特別損失 2 3 万 8, 0 0 0 円。

第4項 予備費 1 0 0 万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億 5, 9 2 3 万 6, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 4 6 5 万 4, 0 0 0 円及び当年度分損益勘定留保資金 5 億 3, 4 5 8 万 2, 0 0 0 円で補てんするものとする。)

#### 収 入

第1款 資本的収入 6 億 2, 7 3 8 万 8, 0 0 0 円。

第1項 企業債 4 億 6, 3 0 7 万 8, 0 0 0 円。

第2項 他会計出資金 9 万 1, 0 0 0 円。

第3項 国庫補助金 1 億 3, 6 0 2 万 5, 0 0 0 円。

第4項 負担金 2, 3 7 9 万 4, 0 0 0 円。

第5項 長期貸付金償還金 4 4 0 万円。

#### 支 出

第1款 資本的支出 1 1 億 8, 6 6 2 万 4, 0 0 0 円。

第1項 建設改良費 5 億 2, 1 2 5 万 8, 0 0 0 円。

第2項 固定資産購入費 1 4 7 万円。

第3項 企業債償還金 6 億 5, 8 8 9 万 6, 0 0 0 円。

第4項 長期貸付金 4 0 0 万円。

第5項 予備費 1 0 0 万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は下水道事業、限度額は 3 億 9, 2 6 0 万円であります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1億532万2,000円。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業会計助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,486万2,000円である。

府中町長 佐藤信治

以上、提案をいたしました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(梶川三樹夫君) 以上で、提案説明を終わります。

この件につきましては、慣例によりまして議員全員で構成する令和6年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めて審査することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、17名の委員をもって構成する令和6年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めて審査することに決定いたしました。

(予算特別委員会設置)

○議長(梶川三樹夫君) 委員の指名でございますが、17名の委員とは全議員でございますので、発表は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございますので、そのようにいたします。

審査に要する費用については、予備費を充当したいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長(佐藤信治君) はい。

○議長(梶川三樹夫君) よろしいということですので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) それでは、予算特別委員会の正・副委員長を互選したいと思っておりますので、第1委員会室において予算特別委員会を開催いたします。

しばらく休憩をいたします。では、直ちに第1委員会室に移動をお願いします。

なお、再開時間は予算特別委員会の終了に伴い、議会事務局長から報告をさせます。休憩。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時35分)

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 休憩中に予算特別委員会が開催され、正・副委員長が決定いたしましたので、発表します。

委員長に4番 狩野議員、副委員長に3番 西山議員と決定をいたしました。

それでは、御挨拶をお願いいたします。

委員長からお願いします。

4番、狩野議員。

○4番(狩野雄二君) 皆さん、おはようございます。このたび予算特別委員会の委員長に任命をされました狩野でございます。よろしくお願いいたします。

限られた日程の中での予算審議となります。西山副委員長並びに委員の皆様の御協力をいただきながら充実した予算審議が円滑に進むように努めてまいります。最後まで御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、副委員長、お願いいたします。

3番、西山副委員長。

○3番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。

狩野委員長を助け、無事予算成立しますよう、皆様の御協力いただきながら副委員長務めさせていただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

（拍手）

○議長（梶川三樹夫君） ありがとうございます。

正・副委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、明日3月12日から予算特別委員会の審査に入らせていただきたいと思います。よって、本会議は3月14日まで休会とし、3月15日に再開いたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

延会。

（延会 午前10時37分）